

別添2 公益財団法人山形県体育協会オリンピック特別活動支援事業対象経費

	補助対象事業		補助対象経費	補助金の額
	区分	内容		
オリンピック特別活動支援事業	(1) 選手個人	日常強化練習 国内外大会参加 国内外大会視察 国内外遠征合宿参加	報償費（外部コーチ等謝金） 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品（テニシング・サプリメント・プロテイン等） 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料（施設使用料等） 診断料及び測定料 試合（大会）講習会参加料 用具運搬費 大会（合宿）等参加負担金 競技用備品購入費 振込手数料	選手1人当たりの補助金の額は、補助対象経費の実支出額又は300千円（ただし、競技団体が競技用備品を購入し、当該競技用備品の貸与を受けた場合は、300千円からその実支出額（1,000円未満の端数切捨）を控除した額とする。）のいずれか低い額とすること。
	(2) 競技団体	優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘 日常強化練習 県内合宿 国内外遠征合宿	報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 診断料及び測定料 用具運搬費 競技用備品購入費 選手個人に貸与する競技用備品購入費 振込手数料	1競技団体当たりの補助金の額は、補助対象経費の実支出額又は4,000千円（ただし、選手個人に貸与する競技用備品を購入した場合は、4,000千円にその実支出額（1,000円未満端数切捨）を加えた額とする。）のいずれか低い額とすること。

- ※1 国、地方公共団体、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、中央競技団体、所属、スポンサー等の他の補助金等の交付を受けて行われる事業については、当該補助の対象としない。
- ※2 交通費の実費について、自家用車の使用に係る費用（ガソリン代、高速料金）は計上できない。
- ※3 1件あたりが5万円以上の競技用備品購入費は、競技団体が購入し、選手個人に貸与することとし、選手個人の購入は補助対象外とする。
- ※4 選手個人における競技用備品購入費は、1件あたり5万円未満のものに限る。競技団体における競技用備品購入費は、補助金の1/2以内とする。
- ※5 選手個人に貸与する競技用備品購入費は、選手個人に貸与する競技用備品購入費は、1件あたり5万円以上30万円以下のものとする。